

令和7年5月30日
＜問い合わせ先＞
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案等に関する
意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年3月31日（付）から4月29日（火）までの期間において、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案等に関する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案等に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※51の個人・団体から合計207件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	章・節 など	頁	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案に関する意見				
1	第1章	2	2.1に、重症心身障害者について追記すべき。(目次の次の頁の図も同様。)	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.2に以下のように重複障害について追記します。 ● また重複障害(複数の障害を併せて有する状態)の利用者については、それぞれの障害の特性について理解した上で、計画・設計を行う必要がある。
2	第1章	2	特に理解が必要な利用者として、LGBTQ+(性的マイノリティ)やSOGIESCの多様性について追記すべき。(目次の次の頁の図も同様。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 性的マイノリティや多様なSOGIESCへの対応については、内閣府において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める指針の策定に向けて検討されている段階であるため、いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。 ● なお、今回の改正において、p.100に性的マイノリティの利用者のニーズに対応した便房として新たに「男女共用の広めの便房」を記載しています。
3	第1章	2	高齢者の「留意すべき主な事項」の「移動の困難や	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、修正します。

			視認性の低下がある。」を「…視認性・聴力の低下がある。」と修正すべき。	
4	第1章	2	高齢者の「留意すべき主な事項」の「音声情報を聞き取れるよう、喧騒感の緩和と騒音の低減を図ること」を「音声情報を明瞭に聞き取れるよう、騒音の低減と響きの抑制を図る」と修正すべき。また、「聞き取りやすく、わかりやすい音声案内・音サイン」と追記すべき。 (視覚障害者、聴覚障害者も同様。)	● ご指摘の通り、修正・追記します。
5	第1章	3	肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）の「特性」として、「脳卒中の重度の後遺症がある片麻痺の杖使用者の多くは下肢のみならず上肢にも障害がある。」「体幹（バランス感覚）が弱く、ふらつきがある。」と追記すべき。	● ご指摘を踏まえ、以下の通り修正します。 ・ 杖使用者は体幹が弱く、ふらつきがある。 ・ 片まひの杖使用者の多くは、下肢のみならず上肢にも障害がある。
6	第1章	3	視覚情報を得にくいことがあることに配慮し、車椅子使用者の「留意すべき主な事項」の「聞き取りやすく、わかりやすい音声案内・音サイン」と追記すべき。	● ご指摘の通り、追記します。
7	第1章	5	知的障害者の「留意すべき主な事項」の「一人で静かに過ごせる場（外部からの音や光が遮られ、喧騒感の緩和と騒音の低減が図られたカームダウン室）の設置」を「一人で静かに過ごせる場（外部からの音や光が遮られ、響きの抑制が図られたカームダウン室）の設置」と修正すべき。（発達障害者、精神障害者も同様。)	● ご指摘の通り、修正します。

8	第1章	6	児童の「特性」として、「力が弱い」と追記し、「留意すべき主な事項」に「重い鉄扉は開けられない」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 力が弱いことや重い扉が開けられないことについては、児童に限った特性や留意事項ではないため、追記は行わないこととします。
9	第1章	6	児童の「特性」として「音声の聴取能力が発達段階にある」と追記し、「留意すべき主な事項」に「音声情報を聞き取れるよう、騒音の低減と響きの抑制を図る」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、追記します。
10	第1章	6	2.1にLGBTQ+（性的マイノリティ）について追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● No.2をご参照ください。
11	第1章	7	140cm角以上の空間、直径150cmの空間は建築設計標準上、どのように使い分けられているか。 車椅子使用者用客室の浴室については、140cm角以上もしくは直径150cm以上となっているが、「もしくは」の理由は何か。 傾斜路の踊場の踏幅を150cm以上とする理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.7の表・図に、140cm角以上のスペースと直径150cmのスペースの使い分けについて記載しています。 ● 車椅子使用者用客室の浴室については、スペースの確保が困難な場合も想定し、直径150cm以上又は140cm角以上のスペースとしています。 ● p.32に、「通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、（中略）踏幅150cm以上の水平スペースを設ける。」と記載しています。
12	第1章	9	全ての車椅子使用者の回転に直径180cmの空間が必要と誤解されることがないように、直径150cmの空間の図を並べて示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.7に直径180cm以上の図を追加します。
13	第1章	13	「誘導用音サインには標準化されたものを用いる。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.91に以下のように追記します。 ● 官公署、図書館、公民館等の公共施設や公共の経路の音声等による誘導設備については、JIS T 0920:2014（高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内）を

				参照。
14	第1章	13	「施設利用に必要な情報を得るための音案内は、全ての利用者に聞き取りやすく、わかりやすいものとする。」と追記すべき。	● ご指摘の通り、追記します。
15	第1章	13	「案内カウンター等の付近では、騒音を低減するために必要な吸音設計を行う。」は、「案内カウンター等の付近では、騒音の低減に必要な遮音・吸音を行う。」と修正すべき。	● ご指摘の通り、修正します。
16	第1章	13	「利用居室では、利用者のニーズ・室の用途に応じて、騒音を低減するために必要な吸音設計を行う。」は、「利用居室では、利用者のニーズ・室の用途に応じて、騒音の低減と響きの抑制に必要な遮音・吸音を行う。」と修正すべき。	● ご指摘の通り、修正します。
17	第1章	15	学校について、「車椅子利用者用便房は、校舎の各階にあることが望ましい。」と追記すべき。男女共用の便房について、事例を増やすとともに、追記すべき。	● 学校に限らず建築物に共通する計画・設計の考え方として、p.13に「便所・便房は、車椅子利用者、オストメイトをはじめとする多様な利用者のニーズに配慮したものとする。」と記載した上で、p.101に「「車椅子利用者用便房」は、原則として便所を設置する各階に設置する。」と記載しています。
18	第1章	15	学校について、「児童の聴取能力や障害者の特性に配慮して、騒音の低減と響きの抑制を図る遮音・吸音を行い、特別支援教室等では特段の対策を施す。」と追記すべき。	● 児童において配慮すべき障害や特性等は聴覚に関するものに限らないことを踏まえ、以下のとおり修正します。 ・ 参考文献に示す学校施設整備指針や学校施設バリアフリー推進指針等を参考とし、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、計画・設計を行う。

19	第1章	15	学校の参考文献に、「学校施設の音環境保全規準・設計指針 日本建築学会環境基準 AIJES-S0001-2020 2020年6月」を加えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、追記します。
20	第1章	15	病院又は診療所について、「大型ベッドを備えた便房を設ける。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院又は診療所に限らず建築物に共通する計画・設計の考え方として、p.13に「便所・便房は、車椅子使用者、オストメイトをはじめとする多様な利用者のニーズに配慮したものとする。」とした上で、p.109に「排泄介助が必要な障害者・高齢者の脱衣・おむつ交換等に配慮し、異性による介助ができるよう、男女が共用できる位置に1以上の車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）を設ける。」と記載しています。
21	第1章	16	集会場又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場について、客席前にスペースが必要な利用者（車椅子使用者以外の下肢障害者等）に配慮し、「付加（エンハンスト）アメニティ座席」の設置の基準を設けるべき。 また、着席しやすいよう客席の段の手すりについて、記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 付加（エンハンスト）アメニティ座席については、p.171に「対象者によって必要なスペースの大きさや配慮は変わることから、付加（エンハンスト）アメニティ座席を設ける場合には、どのような利用者を対象とするか検討することが必要である。」と記載しており、対象者の想定によって必要な席数も変わることから、標準的な割合については記載しないこととします。 ● 客席の段の手すりについては p.171に「・客席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかかりとなる部材・部品等を設ける。」と記載しています。
22	第1章	16	劇場等の舞台上の演者と手話通訳者の位置関係や手話が見やすいスポット（照明）について、記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.16に「舞台上の手話通訳者や司会者・解説者等の動作が客席・観覧席から容易にわかるよう、舞台には照明(スポットラ

				イト等)や適切なコントラストの背景幕を設ける。」と記載しています。
23	第1章	17	ホテル又は旅館について、浴槽の縁をまたぐことが困難な利用者（車椅子利用者以外の下肢障害者等）に配慮し、浴槽に入らずにシャワーを使用できる浴室（洗い場のある浴室等）のある一般客室の設置割合の基準を設けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽の設置された一般客室の割合については、施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
24	第1章	18	保育所について、「保育所は非常に喧騒感が高い上、乳幼児は音声の聴取能力が発達段階にあるため、音声情報を聞き取れるよう、騒音の低減と響きの抑制を図る遮音・吸音を行う。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.13に「利用居室では、利用者のニーズ・室の用途に応じて、騒音の低減と響きの抑制に必要な遮音・吸音を行う。」と記載しています。
25	第2章本章の見方	27	「標準的な整備内容」には「移動等円滑化基準に相当する整備内容」及び「移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容」は含まれないという理解で良いか。審査のため、「標準的な整備内容」の「～とする。」「～望ましい。」の位置づけを明確にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「標準的な整備内容」には「移動等円滑化基準に相当する整備内容」及び「移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容」は含まれていません。 ● 「標準的な整備内容」の「～とする。」「～望ましい。」については、「建築設計標準の主旨と今回の改正について」に記載していますが、ご指摘を踏まえ、p.27に再掲します。
26	1.敷地内の通路	32	傾斜路について、「義足利用者や片まひ者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の段（手すり付）を併設することが望ましい。」に、左麻痺者・右麻痺者が利用できるよう段の両側に手すりを設置することと追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 義足利用者や片まひ者は段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路には緩勾配の段（両側手すり付）を併設することが望ましい。
27	1.敷地内	32	傾斜路について、脚の不自由な高齢者に歩きにくく不	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、「留意点：仕上げと施工」に以下のように

	の通路		安定な傾斜とならないよう「水勾配に留意して施工する。」「水はけのよい材料を使う。」「排水溝を設ける。」と記載すべき。	<p>追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等が歩きにくいことがないように、傾斜路には水はけのよい材料を用いることや排水溝を設けることが望ましい。
28	2.駐車場	36 43	車椅子使用者用駐車施設に関連し、車椅子利用者以外の下肢障害者等も、車のドアを全開に近い状態にできるスペースを必要としていることを記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用駐車施設等の運用（利用者の想定等）については、施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
29	2.駐車場	37	車椅子使用者用駐車施設について、「後部スペース（降車スペース）の奥行きを 150cm 以上とする」「後部スペースから建築物出入口までの通路幅を 180cm 以上とすることが望ましい。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.37 に「後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置すること、又は車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き 300 cm 程度の乗降スペースを確保することが望ましい。」と記載しています。
30	2.駐車場	41～ 43	車椅子使用者用駐車施設について、不正利用を防止するため、「車椅子使用者以外禁止」のような表現を用いた案内表示の事例を紹介すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用駐車施設の不正利用対策の手法については、施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。 また、不正利用対策の具体例については、「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」を参考としてご活用ください。
31	2.駐車場	42	介助者・同伴者が運転する場合を想定し、建築物の出入口付近の車寄せの図や事例を掲載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.35 の図に「車寄せ」と記載していますが、ご指摘を踏まえ、p.53 の図にも「車寄せ」と記載します。
32	3.建築物の出入口	50	床や出入口の前後に段差を設けない（または 2cm 程度の立ち上がりを設ける）図や写真があるが、昨今の	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地や敷地の状況を踏まえたバリアフリー対応と災害対応の両立については、施設毎に事業者等が検討すべき内容であ

			暴風大雨では浸水する場合も増えている。異常気象や地域特性も踏まえた対応ができるとよい。	ることから、追記は行わないこととします。
33	3.建築物の出入口	53	建築物の出入口の図について、車と風除室外側の誘導ブロックの間の二重線などは何を示しているのか、わかりづらい。	● ご指摘を踏まえ、二重線を単線にします。
34	階段	62	床に使用する素材には滑り止め加工を施すこと、素材は視覚的に明確に区別できるものとする、床用カーペットを使用する場合、階段の縁に視認性の高いテープや段鼻部材を設置することについて、追記すべき。	● p.62「踏面の端部（段鼻）には、滑り止めを設ける。」「段を容易に識別できるものとするため、全長にわたって、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面）との輝度比を確保する。」と記載しています。
35	6.エレベーター・エスカレーター	69	車椅子使用者が接近できるよう、エレベーターの乗り場ボタン付近には、盗難防止ゲートや消火器、パンフレット棚などを置かないようにすることについて、記載すべき。	● ご指摘を踏まえ、p.218に以下のように追記します。 ・ 車椅子使用者が接近できるよう、エレベーターの車椅子使用者対応の乗り場ボタン付近には物を置かないようにする。
36	6.2 エレベーター	74	「階段やエスカレーターを主として経路を作り、その近くにエレベーターとそこまでのわかりやすい動線を確保すべき」と記載すべき。	● ご指摘を踏まえ、p.65に以下のように追記します。 ・ 移動方法の選択がしやすいよう、エスカレーターは、移動等円滑化経路（エレベーター）に隣接して設ける。
37	6.エレベーター・エスカレーター	74	エスカレーターについて、「移動手すり」とあるものの一般的な名称としては「ハンドレール」が適切ではないか。	● ご指摘の通り、修正します。
38	6.エレベーター・	75	エスカレーターについて、乗降がしやすいよう、当該エスカレーターの速度についての案内表示があると	● p.75に「エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とす等、安全な運行管理に十分留意する。」と記載

	エスカレーター		よい。	していますが、案内表示や放送により速度を示すかについては、施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
39	7.案内表示	83～85	男女のトイレを表す標識の色に赤・青を用いた事例を掲載することは避けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女の便所・便房を表す標識の色については、施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
40	8.視覚障害者誘導用ブロック等	88	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について、「設置は、視覚障害支援の専門家の参画のもとで設計することが望ましい。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.1 に「全ての利用者にとって使いやすい建築物を整備するためには、建築プロジェクトの各段階において当事者参画（施設利用者が意見表明すること、高齢者や障害者等の当事者が検討会やワークショップ等に参加すること等を通じて、建築プロジェクトの整備・運営の完成度を高めることに関与すること）を行うことが有効である。」と記載しています。また、建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、今回の改正で新たに「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定しました。
41	8.視覚障害者誘導用ブロック等	88	視覚障害者誘導用ブロック等について、黄色鋳でなくSUS 鋳であればどの床材でも可など、考え方を明確にして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.11 に「金属製の視覚障害者誘導用ブロック等には、弱視者（ロービジョン）には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがあること等の問題がある。」と記載しています。
42	8.視覚障害者誘導用ブロッ	91	音声等による誘導設備の参考文献として、「JIS T0902:2014 高齢者・障害者配慮設計指針-公共空間に設置する移動支援用音案内」を記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署、図書館、公民館等の公共施設や公共の経路の音声等による誘導設備については、JIS T 0920:2014（高齢

	ク等			者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内)を参照。
43	10.便所・洗面所	100	車椅子利用者用便房において、介助者の排泄のプライバシーに配慮し前室を設ける対応について、記載すべき。	● p.111 に「介助・同伴利用に配慮し、便房内にカーテン等を設置することが望ましい。」と記載しています。
44	10.便所・洗面所	100	「一般的な広さの男女共用の便房を複数設置する。」と記載すべき。	● p.101 に「便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便房に設けるのか）の最適化を図る。」と記載しています。
45	10.便所・洗面所	100	「知的障害者・発達障害者に対し同伴して利用すると想定される広めの便房（車椅子利用者用便房を含む）、乳幼児連れで利用する便房では、外部からの音の伝搬を防ぐために適切な遮音を行う。便房が便所の中にあり独立していない場合は、便所全体で遮音設計をすることが望ましい。また、天井に吸音材を配置するなどの吸音を行い、声を発しても響きが抑制されるよう配慮する。」と記載すべき。 表の「乳幼児連れへの配慮」「異性による介助・同伴利用、性的マイノリティ等への配慮」の「便房の機能」に「便房の遮音」「天井等の吸音」を追記すべき。	● ご指摘の内容は現時点では標準的な措置ではないと考えられるため、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
46	10.便所・洗面所	100	「性的マイノリティへの配慮」は、「異性による介助・同伴利用」とは異なるニーズを持つため、別々に記載すべき。	● 表は、利用者のニーズに応じた便房の類型（便房の名称と機能）を示すものであり、改正案のままとしますが、いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。

47	10.便所・洗面所	100 101	便房の機能の分散、設置位置の考え方の図について、「男女共用の広めの便房」の位置が男性便所側にあり、建築設計標準の主旨が誤って理解される可能性があるため、「男女が共用できる位置」について図を改善すべき。 また、言葉の表現は、「全ての人が利用できる位置（男女が共用できる位置）」等の変更をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 図は便房の機能の分散、設置位置の考え方を示すものであり、男女の便所や男女共用の広めの便房の位置については施設毎に異なるため、改正案のままとします。
48	10.便所・洗面所	101 106 107 108	p.105 の 32～34 行目の規定と合致するよう、p.101、106、107、108 の参考図のライニングを内法寸法に含めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.105 の記述を以下のように修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ イ 各設備を使用でき、車椅子使用者が 360° 回転できるよう、直径 150 cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 ・ 便房の標準内法寸法は 200 cm以上×200 cm以上を基本とするが、便房内の設備等とライニングの形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。
49	10.便所・洗面所	101	「ただし、同一階に十分な数の「車椅子使用者用便房」が設けられている場合や施設全体の便房が 1～2 カ所程度の場合には、車椅子使用者用便房にオストメイト用設備を付加することは差し支えない。」と記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.101 に「便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便房に設けるのか）の最適化を図る。」と記載しています。
50	10.便所・洗面所	101	「車椅子使用者用便房」は原則として便房を設置する各階に設置するの「便房」は「便所」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、修正します。
51	10.便所・洗面所	101 112	「オストメイト用設備を有する便房」は、オストメイトの利用のしやすさに配慮するため、男子用及び女	<ul style="list-style-type: none"> ● p.101 に「便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及

			子用の便所に設ける。」について、多様な SOGIESC を前提とし、男女共用の便所にも設けることを記載すべき。	び女子用の便所に設けるのか) の最適化を図る。」と記載しています。
52	10.便所・洗面所	101	「便所の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便所の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便所に設けるのか）の最適化を図る。」の「上記を基本としつつ」は削除すべき。	● p.101 の内容を基本としつつ、設計者等が便所の位置の最適化を図ることを想定しているため、改正案のままとします。
53	10.便所・洗面所	103	「車椅子利用者用便所」の必要数の考え方について、令和7年2月27日に開催された改正法の説明会の資料のように配置の考えをわかりやすく示すべき。	● 付録に、令和7年2月27日に開催された改正法の説明会の資料を掲載します。
54	10.便所・洗面所	103 104	「車椅子利用者用便所」について、男子用及び女子用の区別を設ける場合にあって、それ以外に男女共用の車椅子利用者用便所を1以上設置すると記載すべき。	● 移動等円滑化基準に相当する整備内容であり、改正案のままとします。
55	10.便所・洗面所	103	「車椅子利用者用便所」の表示板（標識）について、多様な SOGIESC に配慮し、男女の別を強調しないデザイン、色、大きさとすることについて記載すべき。	● 移動等円滑化基準に相当する整備内容であり、改正案のままとします。
56	10.便所・洗面所	105	「車椅子利用者用便所」について、「車椅子から便器への水平移動を可能にするため、可動式手すり側に75cm以上の移動スペースを設ける」と記載すべき。	● 可動式手すり側のスペースの寸法についての技術的な検証と慎重な検討が必要であるため、追記は行わないこととします。
57	10.便所・洗面所	106	「車椅子利用者用便所」について、便座と側壁の離隔距離を明記すべき。また当該離隔空間には配管などの突出物や固定式のゴミ箱などを設置しないように記	● 便座と側壁の離隔距離の寸法についての技術的な検証と慎重な検討が必要であるため、追記は行わないこととします。 ● 新築の場合には、配管などの突出物が便座と側壁の間にある

			載すべき。	ことは考えにくく、またゴミ箱については手すりの使用に支障のない位置であれば問題ないと考えことから、追記は行わないこととします。
58	10.便所・洗面所	106 107	図に、「袖壁がないと戸の開閉がしづらい」との記載があるが、自動引き戸の場合は不要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 袖壁がないと戸の開閉がしづらい(手動式引き戸の場合)
59	10.便所・洗面所	108	様々な利用者が便座と車椅子の間を移乗することができるよう「同じ施設に複数の車椅子利用者用便房を設置する場合は便座の高さは42cmと45cmの両方を設置する。」と記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
60	10.便所・洗面所	109	大型ベッドについて、「高さを調整できるものがよい。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 折り畳み式大型ベッドについては、高さの調節ができる流通品が少ないと考えられるため、追記は行わないこととします。
61	10.便所・洗面所	109	大型ベッドについて、設計が難しくならないよう「戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、また緊急時において折り畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、出入口付近以外の位置に設置する。」の「出入口付近以外の位置」を削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、修正します。
62	10.便所・洗面所	109	短辺方向に折り畳む大型ベッドの寸法表記とイラストについて、長辺が150cmより短いものも含めるよう寸法表記を変更ができないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 図は標準的な寸法を示したものであり、改正案のままとします。
63	10.便所・洗面所	109	大型ベッドの長辺が壁に接している場合、利用者が壁に腕をぶつけてけがをすることがあるため、同じ階に	<ul style="list-style-type: none"> ● 介助の有無や介助方法等の利用者のニーズによって、大型ベッドの適切な設置位置や高さは異なることから、改正案のま

			<p>2 つ以上の大型ベッド付きの「車椅子使用者用便房」を設ける場合には、1 つは短辺壁付け・高さ 60cm（介助者利用）、もう 1 つ長辺壁付け・高さ 50cm（単身利用）とする考え方を示すべき。</p> <p>大型ベッドの幅（60～80cm 程度）について、さらに大きな寸法を示すことはできないか。</p>	<p>まとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大型ベッドの寸法については、p.109 に「大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定することが望ましい。」と記載しています。
64	10.便所・洗面所	110 124	<p>「液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。」について、方法を限定しないよう「センサー式」を削除すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 望ましい整備のあり方を示した記述であり、改正案のままとします。
65	10.便所・洗面所	111	<p>「大型ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、汚物流しを設けることが望ましい。」について、大型ベッドを利用しない自立の車椅子使用者の汚物流しの利用も想定されることから「複数の車椅子使用者用便房を設ける場合には、そのうち 1 以上には汚物流し(オストメイト用設備も代用可能)を設けることが望ましい。」と修正すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 以上の車椅子使用者用便房には、汚物流しを設けることが望ましい。
66	10.便所・洗面所	112 113	<p>「オストメイト用設備を有する便房」の「ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設ける。」「ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。」について、事業者が「オストメイト用設備を有する便房」の分散配置を検討しやすくなるよう、「望ましい。」と追記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚物入れ、着替え台はオストメイトの利用において使用頻度の高いものであるため、追記は行わないこととします。

			すべき。	
67	10.便所・洗面所	114	「乳幼児用設備を有する便房」について、着替え台は留意点ではなく標準的な整備内容として記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台、着替え台を設ける。
68	10.便所・洗面所	114	「乳幼児用設備を有する便房」の留意点：親子トイレの「子ども用便器」について、「幼児用便器」に修正すべき。 P.115 図の「子供用補助便座」について、「幼児用補助便座」に修正すべき。（p.118 も同様）	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、修正します。
69	10.便所・洗面所	116	「男女共用の広めの便房」について、「着替えに配慮し着替え台を設置することが望ましい。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、追記します。
70	10.便所・洗面所	116 118	「男女共用の広めの便房」「一般の便房」の手すりを「原則として水平、垂直に取り付ける」「水平手すりは、腰掛便座の座面から 20～25cm 程度の高さに取り付ける」について、紙巻器の上がある程度荷重をかけられる小物置場になっていて、手を置いて体を支えることができるものも許容できるように記述すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下を削除します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりは、原則として水平、垂直に取り付ける。 ・ 水平手すりは、腰掛便座の座面から 20～25cm 程度の高さに取り付ける。
71	10.便所・洗面所	117	「…以下のような男女共用の広めの便房を整備することで、車椅子使用者の身体状況と移乗の仕方によっては当該便房を利用できる場合がある。」について、標準手動車椅子や電動車椅子使用者や介助ありの方もその身体状況と移乗の仕方によっては利用可能な	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー法に基づく基準の対象とならない規模・用途の建築物や改修上の制約が多い既存建築物において、以下のような男女共用の広めの便房を整備することで、車椅子使用者の身体状況と移乗方法によっては、当該便

			手法であることから、「コンパクトな車椅子を使用する車椅子使用者が」を「車椅子使用者の身体状況と移乗の仕方によっては」と修正すべき。	房を利用できる場合がある。
72	10.便所・洗面所	117	簡易型機能を備えた便房についての記載が削除されたが、「車椅子使用者用簡易型便房」や「オストメイト用簡易型便房」はバリアフリー上、望ましいものではないということか。 小規模建築物や既存建築物の改修はスペースが限られることが多く、簡易型機能を備えた便房を参考にしていたが、今後は簡易型機能を備えた便房を検討せずに、一般の便房を整備していく形がよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の「車椅子使用者用簡易型便房」と同趣旨のものについては、p.117の「留意点：男女共用の広めの便房」において、車椅子使用者の身体状況と移乗方法によっては、車椅子使用者も当該便房を使用できる旨を記載しています。 ● 「オストメイト用簡易型設備」については、オストメイト用設備というには不十分等の意見があり標準的な整備とはいえないことから、改正案には掲載していません。
73	10.便所・洗面所	117 118	多様な SOGIESC に配慮し、「男女共用の便房の設計標準」（広さを問わない）の記述を設けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.101 に「便房の位置は上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便房の位置（男女共用の位置とするのか、男子用及び女子用の便房に設けるのか）の最適化を図る。」と記載し、p.118 には「一般の便房の設計標準」を記載しています。
74	10.便所・洗面所	118	「一般の便房」について、全てに「65cm 外開きの扉」「内開きでは緊急時に戸を外せること」を求めるべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の有効幅員は、65 cm以上とすることが望ましい。 ・ 開き戸の場合には外開き又は非常時に外から開けることのできる構造の内開きとすることが望ましい。
75	10.便所・洗面所	118	「一般の便房」について、奥行寸法の標準を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 便房の戸の形式（外開きか内開きか）や戸の幅によって必要な奥行寸法は異なることから、追記は行わないこととします。
76	10.便所・洗面所	118	子供用トイレの事例（発達障害の児童が落ち着くため	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供用トイレの設置については、標準的な取組が確立されて

	洗面所		の工夫（壁に文字を記載））を追加すべき。	いないことから、事例の追加はしないこととします。
77	10.便所・洗面所	118	「一般の便房」について、「施設用途や規模等により、標準的な車椅子利用者用便房を1以上設けたうえで、10.5.1.4.3 その他の留意点にある広さの便房を整備することで、車椅子使用者が当該便房を利用できる場合がある。（車椅子の回転はできないが車椅子を切り返すことで方向転換が可能）」を留意点として記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 2025年の建築物移動等円滑化基準の改正により、便所の設置階には車椅子利用者用便房を設けることが原則となっていることから、追記は行わないこととします。
78	10.便所・洗面所	119	便房の戸について、左の写真のレバーハンドルについて、自身は手の力が弱くこの商品は使うことができないため、事例を差し替えて欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大きめのレバーハンドル錠であり比較的広く普及しているものであること、色による戸の施錠／開錠表示（点字表示付）の事例であることから、改正案のままとします。
79	10.便所・洗面所	119	外国人にもわかるよう、「開」「閉」についての外国語の表示をすることについて記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
80	10.便所・洗面所	119	紙巻器について、スペアの交換が片手でも容易にできるような配慮があるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙巻器については、スペアの交換が片手で容易にできる流通品が少ないと考えられ、追記は行わないこととします。
81	10.便所・洗面所	119	他のJIS引用文と語尾を揃え、「～のものとする。」を「～に基づくものとする。」と修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、修正します。
82	10.便所・洗面所	124	男子用小便器の手すりについて、手すりと便器の隙間から手元を目視できることが大切であることがわかる図を入れるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の体格等により、手すりと小便器の間の最適な位置は異なることから、図の追加は行わないこととします。
83	10.便所・洗面所	124	男子用小便器を利用する際に、知的障害者・発達障害者がズボンで膝までおろしてしまうことがあり、このような場合を想定してお尻の部分が隠れるような工	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。

			夫があるとよい。	
84	10.便所・洗面所	124	多様な SOGIESC を前提として、男子用小便器の間に仕切り板を設けることについて記載すべき。	● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
85	10.便所・洗面所	124	「こども用小便器」は「幼児用小便器」と修正すべき。	● ご指摘の通り、修正します。
86	10.便所・洗面所	124 125	洗面台の手すりの高さの目安があれば記載すべき。	● p.124 の図や p.125 の写真にあるとおり、手すりの天端が洗面台以上の高さにあることが目安となります。
87	10.便所・洗面所	124	男女共用の便房を設ける場合、混雑や待機を気にしなくてもよいよう、便房の外の男女が共用できる位置に洗面器、鏡を設けるべき。	● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
88	10.便所・洗面所	125	多胎児の場合を想定し、おむつ交換台の横もしくは目を離さない位置に、乳幼児用椅子を併設することを推奨すべき。	● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
89	10.便所・洗面所	126	男女が共用できる位置に設けた便所・便房の表示板（標識）には、男女共用であること、図記号（ピクトグラム）と「オールジェンダートイレ」、「男女共用」など文字によりわかりやすく示すことについて記載すべき。	● p.126 に「男女が共用できる位置に設けた便所・便房の表示板（標識）には、男女共用であることを図記号（ピクトグラム）と文字により、わかりやすく示す。」と記載しています。
90	10.便所・洗面所	128	「便房の名称は、「多機能」「多目的」等、利用対象とならない方を含め誰でも使用できるような名称としない。」を削除し、「男女共用トイレを使用することが必要な人は、車椅子使用者でなくても車椅子使用者用便房を利用できることがわかるような表示・標識	● p.126 に「男女が共用できる位置に設けた便所・便房の表示板（標識）には、男女共用であることを図記号（ピクトグラム）と文字により、わかりやすく示す。」と記載しています。

			を示す。」とすべき。	
91	11.客室	144	高低差を解消する図の傾斜部分の長さについて、「cm程度」など概ねの寸法を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴室の戸の前後の高低差を敷居・床の傾斜により解消することは、新築の場合には少ないと考えられることから、当該図を削除します。
92	12.浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋	161	他の部分と表記の統一を図るため、「洗面器の吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30 cm以内）とする。」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の通り、修正します。
93	13.劇場、競技場等の客席	162	移動等円滑化基準に相当する整備内容に記載された車椅子使用者用客席の割合は、十分なものとなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化基準に相当する整備内容に記載された車椅子使用者用客席の割合は、2023年度の「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」での検討及び当事者団体や事業者団体等による意見交換を踏まえて設定したものであり、適切な割合であると考えます。
94	13.劇場、競技場等の客席	163	舞台やコンサートの観劇において席が選択不可な状況が解消されるよう、新築あるいは増築・増設される場合には全ての席種・エリアに車椅子使用者用客席が確保されるようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.163 に「一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、施設の用途や規模・階数構成を踏まえ、車椅子使用者用客席の数が偏ることのないようバランス良く、複数箇所に水平・垂直に分散して設ける。」と記載しています。
95	13.劇場、競技場等の客席	172	情報保障の提供が困難になったり質が低下したりしないよう、音声ガイド・文字通訳等の作業スペース、安定した通信環境、盲ろう者向け通訳スペースについて記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.172 に「聴覚障害者や視覚障害者に対する情報保障（演劇や競技、講演等の内容に係る情報提供）の手法としては、以下の例のように様々な方法があり、施設用途に応じて必要な設備やスペースなどを備える。」と記載しています。

96	13.劇場、競技場等の客席	163	車椅子使用者用客席の「非常時の円滑な避難を考慮し、客席の出入口から著しく遠い位置には設けない。」の「客席の出入口から」について「客席の出入口やトイレから」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.104 に「同時に多数の利用者が便所・便房を使用することが想定される劇場・競技場等では、車椅子使用者用客席から容易に到達できるよう、車椅子使用者用客席と同一の階に複数の車椅子使用者用便房を設ける。」と記載しています。
97	14.店舗内部	178	オーダーシステムの無人化により飲食店舗を視覚障害者が利用できない問題や、セルフレジの清算のパネルや金銭の投入口に車椅子利用車の手が届かず利用できない問題の対策に繋がるポイントを追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.221 に「留意点：タッチパネル式の注文システム等の導入の注意」に「視覚障害者等には画面が見つらく操作方法が分かりづらいものであり、操作ができず使えない場合もあることに留意し、メニューの代読、食券購入の代行、注文票等の代筆、タッチパネル機器の操作代行等、人的支援を行う。」と記載しています。
98	15.ベビー休憩室	184	ベビー休憩室について、「ベビーの休憩や哺乳びんによる授乳の空間は、男女どちらの保護者も使えるように配慮する。しかし母乳による授乳のゾーンは、女性のみが入る空間として計画しなければならない。男性の保護者が入れるゾーン・入れないゾーンを明快に示し、男性が誤って入らないようにすることが重要である」と記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.186 に「様々な機能をもつベビー休憩室の例」の図に「男性が入れない授乳・搾乳のためのスペースを設置する。」と記載しています。なお、「ミニマムなベビー休憩室の例」では「男性が入れない授乳・搾乳のためのスペースを設置する。」ことはできないため、追記は行わないこととします。
99	15.ベビー休憩室	184	ベビー休憩室について、「外部からの音の伝搬を防ぎ静かな環境となるよう、遮音を行う。」「乳幼児が泣いても静かな環境を保てるよう、天井に吸音材を配置するなどの吸音を行う。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、「留意点：整備の配慮事項」に以下の様に追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落ちついて利用できるよう、天井等への吸音材の設置により響きの抑制を図る。
100	15.ベビー休憩室	186	おむつ交換台について、「衛生面に配慮し、使い捨てのおむつ替えシートや、消毒液・除菌シート等がある	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、「消毒液・除菌シート等」を削除します。

			とよい。」とあるが、おむつ交換台の大部分は、メーカーでアルコール等の薬液の使用を認めていない（貼り材や木材が劣化する可能性がある）ことから、間違えた手入れがされないように修正すべき。	
101	15.ベビー休憩室	186	車椅子使用者が利用できるおむつ交換台のイラストは、一般的な形状とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、図を修正します。
102	15.ベビー休憩室	186	ベビー休憩室について、「建築的な吸音 <解説>・乳幼児が泣いた場合でも喧騒感が高まらないよう、天井や壁の高い位置に吸音材を配置して響きを抑制し、リラックスできる環境となるよう配慮する」と記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.184 「留意点：整備の配慮事項」に以下の様に追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落ちついて利用できるよう、天井等への吸音材の設置により響きの抑制を図る。
103	16.避難施設・設備	188	p.14に「階段による垂直移動が困難な利用者の安全の確保に配慮する。」とあるが、実際にどのような避難方法になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、以下のように追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段による垂直移動が困難な利用者の安全の確保に配慮し、施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。
104	16.避難施設・設備	189	避難施設・設備の防火戸のくぐり戸について、設計者の注意が抜け落ちることを防止するため、「・防火戸にくぐり戸を設ける場合は、車椅子でも通行できるよう下枠のない形状とすることが望ましい。」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.68に以下のように追記します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降ロビーに設けた防火戸にくぐり戸を設ける場合には、車椅子使用者の通行の妨げとならないよう防火戸の形状は下枠のないものとするのが望ましい。
105	16.避難施設・設備	191	避難施設・設備の誘導灯、避難方向を示す装置について、「音声による誘導を行う場合は、情報が明瞭に聞き取れるよう、電気音響設備の音量・音質の調整を行	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法令等に基づき、施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。

			う。また響きを抑制するため、必要に応じて吸音を行う。」と追記すべき。	
106	17.情報 伝達設備	194	非常放送設備、その他について、「・音声による情報が明瞭に聞き取れるよう、電気音響設備の音量・音質の調整を行う。」「・響きを抑制するため、必要に応じて吸音を行う。」と追記すべき。	● 施設毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
107	18.2 段差 解消機	199	段差解消機について、 ①移動等円滑化誘導基準に相当する整備の「2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る」の「エレベーター」に「段差解消機」は含まれるという認識であっているか。 ②上記の「2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る」との記載を「「2以上の階にわたるときには、エレベーターまたは段差解消機に限る」という表記に改めるべき。	● 「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」第5条・第7条に定めるとおり、当該記述の「エレベーター」に「段差解消機」は含まれません。 ● ①のとおり、移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容であるため、改正案のままとします。
108	18.造作・ 機器	204	カウンターについて、「カウンター共通の留意点：カウンター付近の遮音と吸音 ・カウンター周辺では、難聴者・高齢者等聞き取りにくさを感じる人でも円滑に会話ができるよう、騒音を低減し響きを抑制するために必要な遮音及び吸音を行う。」と追記すべき。	● 18.3に主に示しているのは造作・機器としてのカウンターの形状及び案内表示の標準についての内容であり、遮音及び吸音についての考え方は、p.13 2.2.4に記載しています。
109	18.造作・ 機器	205	<カウンターの標準モデル>の図に、「カウンター部の天井や周辺の壁に吸音材を配置する」「騒音を発生する機器はカウンターから離して配置する」の2項目	● 18.3に主に示しているのは造作・機器としてのカウンターの形状及び案内表示の標準についての内容であり、遮音及

			と追記すべき。	び吸音についての考え方は、p.13 2.2.4 に記載していません。
110	第3章	211	従業員等に対する教育訓練の実施について、「障害者支援専門家等による模擬体験（例：白杖での歩行や車椅子操作）を含む研修を実施することが望ましい。」と追記すべき。	● p.211 に「高齢者、障害者等と共に行う体験学習（ワークショップ）等を通して、建築主等と従業員等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することも有効である。」と記載しています。
111	第3章	215	「設備の具体的な状況には、設備の概要をわかりやすく示すほか、写真等によって視覚的にわかりやすく伝えることも有効である。（ウェブアクセシビリティに配慮）」について、ここでいう「ウェブアクセシビリティ」は、単に情報提供として好ましい事例を指すのであれば、（ウェブアクセシビリティに配慮）を削除すべき。 逆にウェブアクセシビリティに言及するのであれば、JIS X 8341-3:2016 に言及すべき。	● ご指摘を踏まえ、「（ウェブアクセシビリティに配慮）」を削除します。
112	第3章	215	事前の情報提供・予約時の工夫について、性的マイノリティが利用できる施設の選択に資するよう、「施設管理者・施設運営者等がホームページ等で情報提供を行うことが有効な情報」に、「男女共用便房の有無」と追記すべき。	● No.2 をご参照ください。
113	第3章	220	ビュッフェ方式やフードコートの飲食店舗について、ビュッフェカートの貸し出しを必須とし、設計段階からビュッフェカート置場を検討するように記載すべ	● p.220 に店舗における支援の例として、「高齢者、障害者等の買い物やセルフサービス方式の食事の受け取り等を支援

			き。	する備品を店側で準備し、貸し出す。」と記載しています。
114	第3章	224	ホテル又は旅館について、車椅子利用者以外も使うことができるよう、入浴用椅子（または移乗台）を複数備えるよう、記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.224 にホテル又は旅館における支援の例として、「客室にシャワー用車椅子、入浴用椅子、バスボード・移乗台、浴槽滑り止め用のマット、補高便座、手すり（工事を伴わないもの）等を貸し出すことができるよう、準備する。（便房、浴室等の備品は、複数の方が同時に利用することにも配慮する。）」と記載しています。
115	第3章	230	劇場等について、劇場における音声ガイドナレーターが作業する部屋の設置、音声読み上げソフトで読み上げられるよう作成された舞台や映画などのサイト、ウェブ・電話・メールなど多様な手段から選べるチケット予約や問い合わせ方法について追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.172 に「聴覚障害者や視覚障害者に対する情報保障（演劇や競技、講演等の内容に係る情報提供）の手法としては、以下の例のように様々な方法があり、施設用途に応じて必要な設備やスペースなどを備える。」と記載しています。
116	第3章	231	文字による情報保障のための安定した通信環境の整備、演劇やコンサート等における舞台上の手話通訳者の配置や字幕表示等の設備、映画館における焼き付け字幕付きの上映について追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.172 に「聴覚障害者や視覚障害者に対する情報保障（演劇や競技、講演等の内容に係る情報提供）の手法としては、以下の例のように様々な方法があり、施設用途に応じて必要な設備やスペースなどを備える。」と記載しています。
117		-	台湾など海外の設計標準を参考に建築設計標準の見直しを行ってはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準や建築設計標準の見直しにあたっては、ISO や米国の基準を参考にしています。
118	チェックリスト	-	設計や審査のため、建築物移動等円滑化及び誘導基準チェックリストを掲載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 付録に建築物移動等円滑化及び誘導基準チェックリストを掲載します。

No.	章・節 など	頁	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(2) 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン案に関する意見				
1	1.はじめに	1	「当事者」の定義がされていない。 また「当事者」が2つの意味で使われている。①「すべての施設利用者」、②「すべての施設利用者の中から人選され当事者参画に参画する人」	<ul style="list-style-type: none"> ● 「当事者」の定義については、目次の下部に「高齢者、障害者等を含む全ての施設利用者を指す。」と記載しています。 ● 当事者参画の場に参加する人については「参加者」と記載し、参加者の中でも立場の書き分けが必要な場合は、「当事者」と記載しています。
2	1.はじめに	1	ガイドラインを基にした制度化の予定の有無やガイドラインの具体的な運用方法について、追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。 ● なお「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の第4次整備目標（令和8～12年度）では、2,000㎡以上の国等の特別特定建築物の公共建築工事について、令和12年度までに原則としてすべての工事で当事者参画を実施することを目標として設定することとしています。
3	1.はじめに	1	本ガイドラインの対象を①一定規模以上の建築物、②用途の明確化、③民間建築物については行政が一部参画又は一部介入している建築物に限定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「本ガイドラインの対象となる建築物は、不特定多数の者が利用する建築物又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物を対象とし、公共建築物、民間建築物の別を問わない。」としており、ご意見のような対象の限定は行わないこととします。
4	1.はじめに	1	各段階において、誰が、どの程度、参画する機会を設けるべきかの指標を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。

5	2.基本原則	2	「効果検証」について、推奨する測定方法や分析方法について、追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果検証方法の追記については今後の検討課題とし、必要な情報の収集と蓄積に努めます。
6	3.当事者参画の企画	3	実施方針の策定等にあって参考となる情報について、追記すべき。 また実施方針の策定等にあってのアドバイザー・相談窓口等を設置すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 参考情報の追記については今後の検討課題とし、必要な情報の収集と蓄積に努めます。 ● アドバイザー・相談窓口等の設置については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
7	3.当事者参画の企画	5	当事者参画の方法について、「事業者等が適切だと思われるかたちで実施する」等の補足をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.5 に「当事者参画の方法は、用途、規模、新築/改修、あるいは検討のタイミングにより一律ではないため、プロジェクトの各段階において適切な方法を選択して、実施することが望ましい。」と記載しています。
8	3.当事者参画の企画	5	ワークショップ、説明会について、「オンラインでの開催も可」と補足をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者等と当事者が一堂に会することが重要であり、追記は行わないこととします。
9	3.当事者参画の企画	6	性的マイノリティ（GenderIdentity）について、コラムとして追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 性的マイノリティや多様な SOGIESC への対応については、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に定める指針の策定に向けて検討されている段階であるため、いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
10	3.当事者参画の企画	6	参加者の人選に際して、行政側からファシリテーター・アドバイザー派遣等のサポートがあるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の施策検討の参考とさせていただきます。
11	3.当事者参画の企画	6	意見の不一致が解決されない場合は「行政職員の立ち合い等を求めることができる」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.6 に「当事者と事業者等の意見が一致しない可能性があることから、当事者と事業者等の間に立って調整を行うことが

				<p>できるファシリテーターやアドバイザーを設置することも有効である。」と記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご意見にある「行政職員」が、プロジェクトにおいてどのような立場・役割であるか不明であり、追記は行わないこととします。
12	3.当事者参画の企画	8	聴覚障害者への情報保障として「手話通訳者」だけでなく「要約筆記者等」と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえて、p.8に「手話・文字通訳者等」、p.9に「手話・文字通訳、音声自動翻訳等」と記載します。
13	3.当事者参画の企画	8	当事者参画の実施に係るコストについて、補助金制度を整備すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の施策検討の参考とさせていただきます。
14	4.当事者参画の留意事項	10	参加者から守秘義務契約を否定された場合には「参画できないものとする」等と追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
15	5.各段階における実施内容	13	当事者参画を実施すべき段階を限定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● p.1に「建築プロジェクトの各段階で当事者参画が実施されることが望まれるが、まずは、どんなことからでも取り組みやすい当事者参画を始めることが重要である。」と記載しています。
16	6.普及促進	21	取組内容の公表について、公表形式や公表期間等の指標を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト毎に事業者等が検討すべき内容であることから、追記は行わないこととします。
17	6.普及促進	21	人材育成に係る研修について、行政から講師派遣や補助金等のサポートがあるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の施策検討の参考とさせていただきます。
18	参考文献等	25	No.1のURLが正しく表示されない。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、URLを修正します。

19	参考文献等	25	JIS S 0042:2010「高齢者・障害者配慮設計指針 アクセシブルミーティング」を参考文献として提示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、p.9(1)事業者等が留意すべき事項に、参考として記載します。
20	-	-	ガイドラインを定着させるために社会全体の機運を醸成するよう積極的な宣伝が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体や関係省庁との連携等を通じて建築設計標準（本編）とともに周知・理解促進を図ります。